

介護老人保健施設エンゼルホーム 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション 運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人信和会が開設する介護老人保健施設エンゼルホーム（以下「当施設」という。）において実施する通所リハビリテーション事業及び介護予防通所リハビリテーション事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション（以下「通所リハビリテーション」という。）は、要介護又は要支援状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画（以下「通所リハビリテーション計画」という。）を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設では、通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法士等及びその他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。

- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
- 3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者等、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(施設の名称及び所在地)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設エンゼルホーム
- (2) 所在地 宮崎県宮崎市大字広原1350番地

(利用定員)

第5条 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの利用定員数は、合計で30人とする。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間以下のとおりとする。

(1) 毎週月曜日から土曜日までの6日間を営業日とする。(年末年始 12/31, 1/1~3 を除く)

(2) 営業時間：午前8時から午後5時00分までとする。

サービス提供時間：午前9時30分から午後3時40分までとする。

但し、時間延長及び利用者・家族からの要請がある場合はこの限りでない。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

宮崎市、西都市、新富町

(従業者の職種、員数)

第8条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- | | |
|------------|----------|
| (1) 管理者 | 1名(兼務) |
| (2) 医師 | 1名(常勤兼務) |
| (3) 看護職員 | 1名以上 |
| (4) 介護職員 | 3名以上 |
| (5) 理学療法士等 | 0.4名以上 |

(従業者の職務内容)

第9条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。

(2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。

(3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。

(4) 介護職員は、利用者の通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。

(5) 理学療法士等は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。

(事業の内容)

第10条 事業内容は、医師及び理学療法士等その他サービスの提供にあたる従業者が共同して、利用者の心身の状況や希望及びその置かれている環境等を考慮し、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的な内容等を記載した通所リハビリテーション計画を作成する。サービスの提供にあたっては、通所リハビリテーション計画に基づいて、リハビリテーション・入浴介助・食事提供・居宅及び施設間の送迎等を行う。

(利用者負担の額)

第11条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

(1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。

(2) 食費、日用品費、理美容代、おむつ代、その他の費用等は別途「利用料金表」により支払いを受ける。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第12条 通所リハビリテーション利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取するものとします。
- ・ 食事は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、

施設は食事内容を管理・決定できる権限の委任を得るものとします。

- ① 喫煙は火災の原因になるため、決められた場所以外は禁止します。
- ② 金銭及び貴重品の持ち込みは禁止します。
- ③ 持ち込みする物には必ず名前の記入するものとします。
- ④ ペットの持ち込みは禁止します。
- ⑤ 通所リハビリテーション中の急変時以外の病院受診は、原則として禁止します。
- ⑥ 施設内での営業、販売、宣伝、勧誘等は禁止します。
- ⑦ 宗教活動及び特定の政治活動等については禁止します。
- ⑧ 金銭や物品による職員へのお心遣いは禁止します。
- ⑨ 他の利用者への迷惑行為は禁止します。

(衛生管理)

第 13 条 利用者が使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- 3 管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行なう。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(非常災害対策)

第 14 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、施設管理防災委員会のメンバーを充てる。
- (2) 火元責任者には、部署責任者を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年 2 回以上
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練……年 1 回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法の徹底……随時その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 15 条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行う。尚、秘密を保持する旨を従事者との雇用契約の内容とする。

(記録の整備)

第 16 条 会計・経理、従事者、施設等に関する書類及び通所者に対する通所リハビリテーションサービス提供に関する諸記録を整備し、通所者に関する記録はその完結の日から 5 年間保存することとする。

(職員の質の確保)

第 17 条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(苦情・要望)

- 第 18 条 利用者及び家族からの申し出が意見箱等に投函された苦情及び要望等に迅速に対応するため苦情等を受けつける窓口を設け、その内容を記録に整備する。
- 2 申し出された苦情等は、施設内会議等で検討を行い、その申出者直接若しくは掲示等で報告する。
 - 3 市町村及び国民健康保険団体連合会からの利用者の苦情等に関する調査、指導又は助言に従い改善を行い、文書等の求めがあった場合にはその内容を報告する。

(褥瘡対策等)

- 第 19 条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(身体の拘束等)

- 第 20 条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(権利擁護及び虐待防止)

- 第 21 条 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第 22 条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

(職員の服務規律)

- 第 23 条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し常に次の事項に留意すること。
- (1) 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
 - (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
 - (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の勤務条件)

- 第 24 条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人左右会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 25 条 職員は、この施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事するものは、年間 2 回の健康診断を受診する。

(その他運営に関する重要事項)

第 26 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
- 3 通所リハビリテーションに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人信和会の理事会において定めるものとする。
- 4 この規程を改廃にするときは、理事長の承認を得るものとする。

付 則

この運営規程は、令和 6 年 1 2 月 1 日より施行する。